

瑞穂監第38号
令和4年1月28日

瑞穂市長
森 和之 様

瑞穂市議会議長
広瀬 武雄 様

瑞穂市教育長
加納 博明 様

瑞穂市監査委員 浅村 孝司

瑞穂市監査委員 杉原 克巳

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「巣南中学校」の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

「巢南中学校」における令和3年4月1日から令和3年10月31日までの財務に関する事務の執行と重点項目として「需用費、備品購入費」について、瑞穂市監査基準（令和2年瑞穂市監査委員告示第4号）に基づき、監査を行った。

巢南中学校は、教育委員会の学校教育課に属し、校長以下教諭、事務職員等合わせて35名体制で学校を運営している。学級数、生徒数については次のとおりである。

令和3年10月31日現在

| 学級・生徒数 | | |
|--------|-----|------|
| 学年 | 学級数 | 生徒数 |
| 1 | 5 | 162人 |
| 2 | 4 | 156人 |
| 3 | 4 | 155人 |
| 特別支援 | 3 | 17人 |
| 合計 | 16 | 490人 |

2 監査の実施場所及び日程

瑞穂市役所及び巢南中学校

令和3年12月20日（月）

3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行については、学校教育課及び教育総務課から提出された資料を基に担当課から、学校の現状と課題及び施設管理については、現地にて校長等からそれぞれ説明を求めるとともに、通常実施すべき監査手続を実施した。

第2 監査の結果と意見

1 財務について

財務の執行は、巢南中学校が執行するもの以外に、学校教育課、教育総務課がそれぞれ執行するものがある。巢南中学校の学校管理費及び教育振興費は次のとおりであり、財務の事務はおおむね適正に執行されているものと認められた。

令和3年10月末現在

| 科目 | 予算額(円) | 支出済額(円) | 比率(%) |
|-------|------------|-----------|-------|
| 学校管理費 | 17,593,000 | 7,948,832 | 45.2 |
| 教育振興費 | 4,491,000 | 3,102,916 | 69.1 |

2 需用費、備品購入費について

| 番号 | 内容 | 監査の結果 | 監査の意見 |
|----|-----------|---|--|
| 1 | ガラス修繕について | 教員が扉を調整している時に外れ倒れたことによるガラス破損(平成31年度:1件7,905円)、換気のため開いていた2階教室の窓を閉める際、グラウンド側に落下したことによるガラス破損(令和2年度:1件22,308円)、ガラス・目地等の経年劣化、強風後等と思われるガラス破損(平成31年度:2件91,960円、令和2年度:1件53,856円)の修繕料(需用費)を支出していた。 | 2階教室の窓の落下したことによるガラス修繕について、窓の落下はサッシのストッパーが無かったことが原因とのことであるが、窓の落下により重大事故が発生する可能性があるため、市内全ての学校施設において他に同様の窓がないか点検を実施し、必要な場合には早急に修繕等を行うべきである。 |

3 その他について

| 番号 | 内 容 | 監査の結果 | 監査の意見 |
|----|----------------|--|--|
| 2 | 中学校選手派遣補助金について | <p>中学校選手派遣補助事業実施報告書(以下、「実施報告書」という。)において、交通費領収書(平成31年度:2件31,680円、令和3年度:1件20,310円)の添付のないものがあった。</p> <p>また、補助金交付要綱で定められた期限を過ぎて提出された実施報告書が複数あった。</p> | <p>平成31年度実施報告書において、紛失により交通費領収書の添付のないものが2件あった。支出金確認書の備考欄には、「補助金実績報告書の提出にあたり、担当職員に領収書の提出を求めたところ失念により紛失いたしました。つきましては大会出場にあたり鉄道を使用しましたことを確認いたしましたので報告します。また、領収書(乗車券)については、乗車券として使用後も管理し大会終了後に提出するよう指導しました。」と記載されていた。しかし、令和3年度においても交通費領収書の紛失が1件あり指導が生かされていない。</p> <p>実施報告書に領収書の添付が無い補助金交付は、実際の支払いを確認できないため適切でない。今後は、領収書は必ず添付するよう指導し、適切な事務処理をすべきである。</p> <p>また、瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱第5条(補助事業の実施報告)において、「補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業が完了したとき(中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに補助事業実施報告書(規則に規定する様式第5号をいう。)を市長に提出しなければならない。」と規定されているが、期限を過ぎて提出された実施報告書が複数あり、規定に反している。今後は、実施報告書を期限内に提出するよう指導し、適切な事務処理をすべきである。</p> |

| 番号 | 内 容 | 監査の結果 | 監査の意見 |
|----|--------------|---|--|
| 3 | 郵便切手等の管理について | <p>平成 31 年度から令和 3 年度の郵便切手受払簿を確認したところ、互助会宛の郵便に郵便切手を使用されていた。</p> <p>学校教育課によると、互助会とは一般財団法人 岐阜県教職員互助会という岐阜県教職員の福利厚生事業を行っている団体で、会の趣旨に賛同した教職員等で構成されているとのことであった。</p> | <p>平成 27 年度行政監査結果報告書（郵便切手等の管理）では、「使用目的について：平成 25 年度以降の郵便切手受払簿を調査したところ、市内全ての小中学校において、互助会宛の郵便に郵便切手を使用されていた。金額の多寡にかかわらず、公費で購入した郵便切手を業務と無関係の目的で使用すべきではない。巣南中学校の担当者から、今後においては訂正し適正に処理しますと回答を受けたことから、教育委員会においては、市内にある全ての学校に対し、適正に処理するよう指導すべきである。」と意見している。その後、学校教育課の取り組みとして「公費で郵便切手を購入しているため、私的や目的外で使用するのではないよう指導し、学校訪問の際にも点検することとした。」との回答があった。しかし、平成 31 年度から令和 3 年度の郵便切手受払簿を確認したところ、互助会宛の郵便に郵便切手を使用されていたため、学校教育課において、市内全ての学校に対し適正に処理にされているか確認し、必要な場合には適正に処理するよう指導すべきである。</p> |

以上